

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月27日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社千趣会
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区同心一丁目8番9号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心一丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部 副本部長 井阪 義昭
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社千趣会 (大阪市北区同心一丁目8番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」及び「公開買付者」とは、株式会社千趣会を指し、「対象者」とは、ワタベウェディング株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ワタベウェディング株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成27年7月24日開催の当社取締役会において、当社及び当社の完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレイン（以下「ディアーズ・ブレイン」といい、当社とディアーズ・ブレインを併せて「当社グループ」といいます。）と対象者との間で、平成27年7月24日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「対象者との資本業務提携契約」をご参照ください。）を締結し、当社が対象者を持分法適用関連会社とすること（以下「本取引」といいます。）を目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社寿泉（以下「寿泉」といいます。2,477,400株、株式所有割合：25.01%（注1））及び対象者の代表取締役会長である渡部秀敏氏（以下「渡部氏」といいます。19,500株、株式所有割合：0.20%）との間で、平成27年7月24日付で寿泉及び渡部氏が所有する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る議決権行使等に関する株主間契約書（以下「本株主間契約書」といいます。なお、本株主間契約書の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「寿泉と渡部氏との株主間契約」をご参照ください。）を締結しております。

（注1）「株式所有割合」とは、対象者株式に係る議決権の数の、対象者が平成27年6月29日に提出した第51期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数（99,054個）に占める割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、同じです。

本公開買付けにおいては、当社が対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持することから、買付予定数の上限を3,367,900株（株式所有割合：34.00%。なお、本公開買付けにより買付予定数の上限を取得した場合における本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数及び本株主間契約書を締結している寿泉及び渡部氏が所有する対象者株式の数の合計数は5,864,800株（株式所有割合：59.21%））としております。そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,367,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

他方、本取引においては、下記「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」に記載のとおり、当社は、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の株式所有割合が34.00%とならなかった場合には、本公開買付けの結果に応じて、第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）により、対象者における希薄化後の議決権に対する割合（注2）を34.00%とするために必要な株式数（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,367,900株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本取引により当社が取得する対象者株式に係る議決権の、対象者における希薄化後の議決権に対する割合については、本資本業務提携契約の実効性を高めるため、当社が単独で株主総会の特別決議事項につき拒否権を発動できること、及び議決権割合に応じた員数の役員派遣により、対象者の経営への関与を強化することを目的として、34.00%に設定することで対象者と合意いたしました。

（注2）「希薄化後の議決権に対する割合」とは、対象者株式に係る議決権の数の、対象者が平成27年6月29日に提出した第51期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数（99,054個）に本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式に係る議決権の数を加算した数に占める割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、同じです。

対象者が平成27年7月24日付で公表した「株式会社千趣会（証券コード：8165）による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明並びに株式会社千趣会及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの資本業務提携契約の締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社グループと対象者及びその子会社（21社）・関係会社（1社）（以下「対象者グループ」といいます。）が互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得し、対象者を当社の持分法適用関連会社とすることを目的とする本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けに賛同の意見を表明し、本公開買付

けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです（なお、対象者のかかる意思の根拠及び理由の詳細については、下記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認、及び対象者と利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。）。

さらに、対象者が平成27年7月24日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と合わせて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後の平成27年9月7日から同年10月28日までを払込期間とする第三者割当における募集株式の発行（普通株式5,102,800株、発行価額は本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額である1株当たり700円、総額3,571百万円）について決議しているとのことです。

当社は、本第三者割当増資に関して対象者との間で、本資本業務提携契約において、本公開買付け成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を34.00%とするために必要な株式数（但し、100株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%とならなかった場合には、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式5,102,800株）の全部又は一部について払込みを行うことにより、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数の、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を34.00%といたします。一方で、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%となった場合には、本第三者割当増資に係る募集株式について一切の払込みを行いません。なお、本第三者割当増資の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針

当社は「ウーマン スマイル カンパニー」を掲げ、通信販売事業「ベルメゾン」を主力に、30代～50代の女性に向けてオリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱っています。EC（電子商取引）事業も平成12年に他社に先駆けて早期に進出し、通信販売のノウハウを長期に蓄積しております。さらに企業価値の向上を実現するため、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計画期間とする中長期経営計画を平成26年2月に策定し、その中核戦略として、通信販売事業において、30代～50代女性における主要顧客ターゲット毎に最適なPB（プライベートブランド）の開発、PBの認知・拡大を促進させる全販売チャネルを想定したMD（品揃え計画）の実現、そしてPBの効率的かつ効果的な成長を図るSPA型（自社企画での製造小売型の商品開発）モデルへの事業構造変革、及びオムニチャネル（顧客がいつでもどこでも欲しい時に商品を購入できるよう、EC/カタログ/店舗等の販売/流通チャネルを統合していくこと）化を推進しております。

当社は、ディアーズ・ブレインが持つウェディング事業のノウハウと当社の事業資源を相互に活用し、双方の事業の効率性を追求することを目的として、平成19年11月にディアーズ・ブレインと資本業務提携契約を締結し、平成20年5月にはディアーズ・ブレインを当社の子会社としました。この子会社化を機に、当社グループでは「結婚」を既存事業にとって重要な情報として戦略的に捉え、ブライダル事業の拡大に注力してまいりました。具体的には、新婦及び列席者へのカタログ配布等による「ベルメゾン」への送客や、引き出物用ギフトカタログの商品力強化を通じて、グループ全体での顧客基盤の拡大を図っております。

ディアーズ・ブレインは、「目の前にある可能性の扉を心躍らせながら開けて、未踏の領域を力強く切り開いていく集団」として“OPEN DOORS!!”の経営理念のもと、変革の余地やビジネスチャンスにあふれるブライダル市場で、ハウスウェディング事業を主軸としながらも、ドレス事業やレストラン事業もスタートさせるといった常に顧客のニーズに対応した幅広い様々なサービスを提供してきました。

「二人の感性にフィットした邸宅などプライベート感あふれる空間でゲストをもてなすゲストハウスで、クオリティーにこだわって結婚式を挙げたい」というニーズに応えるため、ディアーズ・ブレインは、そうしたプライベート空間が強みであるゲストハウスを活用して結婚式を行うハウスウェディングにおいて、特定地域内に集中した店舗展開を行う独自のドミナント戦略に基づいて出店し、地域の文化や特性に合わせた“地域密着型のハウスウェディング”をコンセプトに事業を展開し、ひとつひとつに徹底してこだわり、すべて魅力の異なる個性的なゲストハウスを運営しております。

そうした試みにより、初店舗オープンから11年で北関東、九州、そして関西を中心に全国で20店舗のゲストハウスを運営するまでに至っております。

こうした中で、ハウスウェディング事業を主力とするディアーズ・ブレインは、平成20年5月に当社の子会社となって以降、6期連続して増収かつ黒字を達成するなど順調に成長を遂げ、平成26年度の売上高は128億円となっております。

一方で、対象者プレスリリースによれば、対象者の沿革としては、昭和28年の創業以来、「真心の奉仕と知恵ある提案を通じて、すてきな生活文化を創造し、心豊かな社会の実現に貢献すること」という経営基本理念に資する商品やサービスを、ハワイを始めとするリゾート地で結婚式を提供するリゾート挙式事業、ホテル・国内挙式事業、製造事業を根幹として活動を行っているとのこと。

対象者は創業時の貸衣裳専門時代より、過去3回に亘る企業成長の転機を迎え、第一は、現在の根幹事業である「リゾート挙式事業」への進出であり、昭和48年9月、ハワイにホノルル店をオープンし、以後、海外渡航ブームの後押しを受けて順調に業容を拡大し、現在に至るまでの累計60万組のリゾート挙式の実績を持つリゾート挙式事業者としての地位を築き、第二は、平成5年2月に中国・上海にウェディングドレス製造工場を設立（平成17年12月にベトナム工場を設立し移管）、平成15年4月には上海にアルバム製造工場を設立し「製造事業」に進出、挙式における重要コンテンツであるウェディングドレス・写真アルバムを内製化したとのこと。第三は、平成16年5月に日本初の総合結婚式場、株式会社目黒雅叙園（以下「目黒雅叙園」といいます。）を子会社化したのを皮切りに「国内挙式事業」に本格進出、平成20年8月にはメルパルク株式会社（以下「メルパルク」といいます。）を事業継承のために新規設立し、財団法人ゆうちょ財団からメルパルク11施設の営業権を承継し、全国に展開する地域に密着したコミュニティホテルを目指して本格的に「ホテル事業」に進出、さらに平成26年5月には、「ハウスウェディング事業」に特化した株式会社クレッシェンドプロデュース（以下「クレッシェンドプロデュース」といいます。）を設立するなど、時宜にあった経営資源を加えることで、業容を拡大してきたとのこと。

なお、対象者は、平成9年12月に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部及び京都証券取引所（当時）に上場し、平成16年3月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しているとのこと。

しかし、対象者を取り巻くブライダル市場環境の予測としては、日本国内における少子高齢化の進行や、お客様の結婚式に対する価値観の多様化などにより、市場の縮小が予想される一方で、海外市場においては、アジアを中心とした若年層の増加と富裕層の拡大などにより、婚礼市場の拡充が見込まれているとのこと。

このような環境の中で、日本国内においては、多様化するお客様ニーズに対応できるよう、単一ではなく、総合的にウェディングスタイルを提供できる業態への変容が必要であり、垣根を越えた連携が求められているとのこと。また、海外展開においては、日本のブライダル各社が持つコンテンツ、サービス力は高く評価されており、今後、外国人が日本国内で挙式を行うインバウンド、海外現地拠点で現地顧客を対象とした結婚式を提供するローカルウェディングとともに、各社のノウハウを結集し展開する必要があるとのこと。

現在、対象者は、創業61年の歴史を持つ業界のパイオニア企業として、ハワイ・グアムなどを始めとして海外32拠点・国内81拠点（平成27年6月現在）を展開しているとのこと。さらに、海外ではウェディングドレス、タキシード、及び写真アルバムの製造機能を持つなど、国内外拠点の展開力とメーカーとしての製造力を強みとしているとのこと。また、対象者は、日本国内では、目黒雅叙園、メルパルクが展開する専門式場、ホテル事業、並びに同じく子会社であるクレッシェンドプロデュースがハウスウェディング事業を展開しているとのこと。

しかし、少子高齢化の進展による婚姻届出組数の減少、結婚式を挙げないナシ婚層拡大による挙式実施者の減少、他社の進出による競争激化により、近年は減収局面が続いており、直近の2期は連続して経常赤字を計上しているとのこと。

かかる状況下、対象者グループでは、赤字脱却のための事業戦略を策定し、リゾート挙式事業においては業務提携により業界内の先導力の向上を目指し、ホテル・国内挙式事業（目黒雅叙園及びメルパルクが展開する専門式場事業・ホテル事業、クレッシェンドプロデュースが展開するハウスウェディング事業）においては、収益構造の改善と、顧客の視点から発想し、ブランドに対する共感や信頼など顧客にとっての価値を高めていくブランディング戦略を、製造事業においては相手先ブランド製造であるOEM事業を軸とする自立化を成長戦略に掲げ、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し、取り組みを開始しているとのこと。

一方で、多様化するお客様ニーズへの対応や、事業の安定性の観点から、コア事業であるリゾート挙式事業のみならず、課題である専門式場、ホテル及びハウスウェディング事業においてもイニシアティブを取る必要があると認識しており、その中で、リゾート挙式事業以外の業態を持つ企業と連携し、対象者の強みである国内外ネットワーク・集客・製造機能を共通利用することを目的とした「プラットフォーム」の構築により、これを武器に、「ブライダル業界及びブライダルコンテンツにおいて複数の業態と、生活に必要な「モノ」を提供する通信販売事業を含む小売事業と保険や育児を始めとした「サービス」を提供する生活サービス事業を融合させた「生活総合領域」に関わる派生領域において複数の業態を有するコングロマリット化」（以下「コングロマリット化」といいます。）を実現することで、規模の拡大と収益向上を目指すことができると考え、業務提携先を検討してきたとのこと。

当社グループと対象者グループは、ディアーズ・ブレインのアルバム製造を対象者が受託した平成25年頃から様々な形で対話を繰り返してまいりました。ディアーズ・ブレインと対象者との間で、写真アルバムなどコンテンツ分野における事業を共同で展開してきたことに加え、目黒雅叙園において事業連携するなど、今後のウェディング事業の更なる拡大を模索してまいりました。こうした流れの中で、ハウスウェディング事業を主軸とするディアーズ・ブレインと、リゾート挙式事業を主軸とする対象者が、相互に補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、ハウスウェディングやリゾート挙式などの幅広い挙式スタイルの提案を通じて、新しいサービスを

お客様に提案することができるとの結論に平成27年5月に達した次第です。さらに、当社と対象者の間でも、当社が強みとする商品企画・開発力を活かしたウェディング関連商品の商品開発や、新郎新婦の新生活向けに必要なサービス開発、そして当社の顧客基盤を活かした対象者グループの営業支援を通じた業務をより一層推進していくように、資本面でも関係を結ぶことが必要であるという観点でも一致いたしました。このため、平成27年6月上旬、当社から対象者に対し、当社が対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした本公開買付けの実施を含む資本業務提携の内容について提案いたしました。その後、当社は、ディアーズ・ブレインとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容の詳細やスキーム等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

これら検討の結果、当社は、対象者株式に対する本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することにより、双方の経営資源をより円滑に相互活用し、当社の通信販売事業と、ディアーズ・ブレイン及び対象者のウェディング事業領域における事業価値の向上及び当社グループとしての市場における影響力の強化に資するとの判断に至ったことから、平成27年7月24日、当社グループと対象者との間において、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の持分法適用関連会社にすることを決定いたしました。

本資本業務提携契約の締結により、ブライダル業界において複数の業態を持つ業務提携の実現となること、両社グループを合算した年間挙式取扱組数は約2万5千組（平成26年度、対象者グループ約2万1千組及び当社グループ約4千組。）の規模となりスケールメリットを活かせること、及び当社と平成27年4月に資本業務提携契約を締結した百貨店事業を展開する「JFR」リテイリング株式会社（以下「JFR」といいます。また、「JFR」との資本業務提携の詳細につきましては、当社が平成27年4月17日に関東財務局に提出しております有価証券届出書をご参照ください。）との連携により、生活総合領域への発展が可能であると考えております。

具体的には以下のとおりです。

多様化するお客様のニーズに対応できる、リゾート挙式、ハウスウェディング、専門式場及びホテル、といった複数の業態を持つブライダル市場の「コングロマリット化」が実現できること
事業規模と多様な業態を背景に、対象者グループが全国81拠点と、ネット媒体を融合した独自のシステムを共通利用することである「集客プラットフォーム」が構築でき、収益の向上を目指せること
対象者が海外に持つウェディングドレス、タキシード及び写真アルバムの製造機能を共通利用することである「製造プラットフォーム」として連携先に提供することができ、より大きな原価低減を期待できること
資材購買における取引高増加や挙式取扱組数拡大による調達コストの削減や人材確保の強化が可能となり、「スケールメリットの享受」を実現できること
当社の通信販売事業並びに当社と資本業務提携した「JFR」の百貨店事業との連携により、通信販売事業を含む小売事業と生活サービス事業から構成される生活総合領域の双方への集客連携の強化が図れること、及び新郎新婦の新生活の準備等にかかる新生活領域の新たな商品、サービス開発により、結婚を起点とした「生活総合領域」への発展が見込めること
対象者グループの強みであるリゾート挙式事業及び専門式場事業とディアーズ・ブレインの強みであるハウスウェディング事業の各ノウハウに加え、両社グループの保有資産を共通利用することで構築された集客・製造のプラットフォームを活かすことで、両社において企業価値の向上が見込まれること
インバウンド挙式事業においてディアーズ・ブレインと対象者グループの施設を活用することにより集客力の強化を図り、また海外ウェディング事業において対象者グループが持つ海外展開力とディアーズ・ブレインが持つサービス力の融合により海外市場の獲得を図ることで、海外市場への展開・加速できること

ディアーズ・ブレインを含む当社グループは、今後、対象者と協力して、ウェディング関連商品及び新郎新婦の新生活ニーズに応えるサービスの共同開発、そして当社グループの顧客基盤を活かした営業支援等を通じて、より高品質の商品・サービスを、顧客に提供することにより、顧客の利便性と満足度を向上させ、両グループの企業価値向上に重点的に取り組むことができると考えております。

なお、当社としては、対象者の創業家の一族である渡部氏については、本取引後も継続して対象者の経営にあたっていただくことを予定しておりますが、対象者との間で、対象者の現経営陣の処遇等について合意した事項はありません。一方で、当社は、本取引後に対象者に対して役員派遣を行うことを予定しております。また、当社は、3社による協業関係を強固なものとし、両社グループのウェディング事業の事業提携による効果がより強く発現されることを期待して、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することを前提として、ディアーズ・ブレイン（本書提出日において所有する対象者の株券等の数：0株）に対象者株式の一部を譲渡いたします（なお、当社グループから対象者への役員派遣及び当社からディアーズ・ブレインへの対象者株式の一部譲渡の詳細については、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「対象者との資本業務提携契約」をご参照ください。）。

なお、ディアーズ・ブレインの概要は以下のとおりです。

会社の沿革

年月	沿革
平成13年6月	ディアーズ・ブレイン設立（旧社名：株式会社マネジメントウィザード 本社：東京都港区南青山） ウェディングを軸としたコンサルティング事業を展開
5月	栃木県小山市に「エヴァウイン小山プレミアムスイーツ」オープン
9月	栃木県宇都宮市に「モアフィール宇都宮プライベートガーデン」オープン
平成17年5月	栃木県宇都宮市に「ブランレビュー宇都宮アクアテラス」オープン 茨城県水戸市に「フェアブルーム水戸アメイジングステージ」オープン 茨城県つくば市に「ディアステージつくばフォレストテラス」オープン
7月	ハウスウェディング事業を行う株式会社セレクトリテから営業権を取得 株式会社ディアーズ・ブレインに商号変更し、ハウスウェディング事業を本格的に展開
平成18年3月	佐賀県鳥栖市に「ブリーズレイ・プライベートテラス」オープン
10月	栃木県宇都宮市に「ヒルズスイーツ宇都宮ブリーズテラス」オープン
平成19年7月	本社を東京都千代田区に移転
10月	佐賀県佐賀市に「アクアデビュー佐賀スイートテラス」オープン 大分県大分市に「ヴァンレーヴ大分フォレストテラス」オープン
11月	当社と資本業務提携を行う（出資比率32.9%）
平成20年5月	当社から追加出資を受け、同社の子会社となる（出資比率98.2%）
7月	鹿児島県鹿児島市に「グレイスヒル・オーシャンテラス」オープン
11月	茨城県つくば市に「麗風つくばシーズンズテラス」オープン
平成21年3月	当社から追加出資を受け、同社の完全子会社となる
平成22年3月	宮城県富谷町に「けやき坂彩桜邸シーズンズテラス」オープン
平成23年1月	千葉県千葉市に「ザ・ミーツマリーナテラス」オープン
平成24年1月	福岡県福岡市に「カノピアーノ福岡」オープン
2月	本社を東京都港区へ移転
10月	鹿児島県鹿児島市に「ザ・ピークプレミアムテラス」オープン
平成25年3月	群馬県前橋市に「ザ・リーヴスプレミアムテラス」オープン
平成26年3月	神奈川県鎌倉市に「KOTOWA鎌倉鶴ヶ岡会館」オープン
5月	京都府京都市に「KOTOWA京都八坂」オープン
6月	当社への新株の割当により増資（資本金の額：600百万円）
12月	新潟県新潟市に「FORTUNE IN THE TERRACE」オープン
平成27年7月	奈良県奈良市に「KOTOWA奈良公園Premium View」オープン

会社の目的及び事業の内容

（会社の目的）

- 1 経営コンサルタント
- 2 広告代理業
- 3 出版業
- 4 一般労働者派遣事業
- 5 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施
- 6 就職情報の収集、販売並びに就職斡旋業務
- 7 有料職業紹介業
- 8 インターネットを利用したショッピングモールの開設
- 9 インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 10 コンピューターネットワークの企画、開発及び販売

- 11 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計
- 12 不動産管理業
- 13 国内外のホテル、レストラン、結婚式場及びイベントスペースの企画、運営
- 14 各種パーティー、イベント、催事の企画、運営及び斡旋
- 15 結婚式等の贈答品、記念品、引き出物の卸及び販売
- 16 酒類、タバコ、塩及び食料品の卸及び販売
- 17 化粧品、美容器具、美容機器、医薬品の卸及び販売
- 18 繊維衣料品の製造、卸、輸出入及び販売
- 19 家庭用電化製品、日用雑貨、装飾具、家具の卸、輸出入及び販売
- 20 海外旅行、国内旅行に関する情報、資料の収集、企画及び販売
- 21 写真、ビデオ映画等の映像物の企画、制作及び販売
- 22 カタログ通信販売
- 23 ビューティーサロン、エステティックサロンの経営
- 24 カルチャーセンターの経営
- 25 損害保険代理業
- 26 生命保険の募集に関する業務
- 27 婚礼業務にかかる専門員の教育及び派遣
- 28 結婚式場並びに旅館業
- 29 結婚式衣裳・装具その他の挙式用品の売買、斡旋及び輸出入
- 30 婚礼家具の販売及び輸出入
- 31 割烹、寿司、レストラン業
- 32 時計、宝石、貴金属品の販売
- 33 旅行斡旋業
- 34 冠婚葬祭の請負、運営
- 35 冠婚葬祭その他祝事に付随する物品の販売、斡旋、賃貸
- 36 結婚式場及びレストラン業のフランチャイズ形態による経営
- 37 コンピューターソフトウェアの開発
- 38 上記各号に付帯する一切の業務

(事業の内容)

ハウスウェディング事業の他、高品質のオリジナルドレスを提供するドレス事業、レストラン単体としての事業展開も視野に入れたレストラン事業、及びウェディング事業で培った知見をもとに展開するコンサルティング事業を営んでおります。

資本金の額及び発行済株式の総数

平成27年7月27日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
600,000,000	31,290

大株主

平成27年7月27日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
株式会社千趣会	大阪市北区同心一丁目8番9号	31,290	100.00
計	-	31,290	100.00

役員の職歴及び所有株式の数

平成27年7月27日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		小岸 弘和	昭和36年9月22日	平成13年6月 (株)マネジメントウィザード (現 ディアーズ・ブレイン) 代表取締役就任(現任) 平成15年10月 (株)セレブリテ取締役就任 平成16年6月 (株)セレブリテ代表取締役就任 平成27年3月 (株)プラネットワーク代表取締役 就任(現任)	-
取締役		星野 裕幸	昭和34年12月10日	昭和57年9月 当社入社 平成21年3月 当社 取締役就任 平成22年12月 (株)モバコレ代表取締役就任 平成27年3月 当社 常務取締役就任(現任) ディアーズ・ブレイン取締役就 任(現任) (株)プラネットワーク取締役就任 (現任)	-
取締役		内藤 剛志	昭和37年11月14日	昭和61年3月 当社入社 平成20年1月 当社 執行役員就任(現任) 平成25年1月 ディアーズ・ブレイン取締役就 任(現任) 6月 (株)K.Sense取締役就任 (現任) (株)センテンス取締役就任(現 任) (株)千趣会チャイルドケア代表取 締役就任(現任) 平成27年1月 千趣会ゼネラルサービス(株)取締 役就任(現任) 3月 (株)プラネットワーク取締役就任 (現任)	-
取締役		鈴木 弘之	昭和43年11月12日	平成20年9月 当社入社 平成25年7月 (株)モバコレ取締役(現任) 9月 (株)ベルネージュダイレクト取締 役就任(現任) 平成26年3月 ディアーズ・ブレイン取締役就 任(現任)	-
取締役		前坂 啓太	昭和49年4月3日	平成19年4月 当社入社 平成27年3月 ディアーズ・ブレイン取締役就 任(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
監査役		平田 幸一郎	昭和42年11月5日	平成2年4月 安田火災海上保険(株)(現:株損保ジャパン)入社 平成4年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)入所 平成11年8月 平田公認会計士事務所開業(現任) 平成13年5月 (有)アドバンスワン設立取締役社長(現任) 平成17年12月 (株)リサイクルワン(現:株レノバ)社外監査役(現任) 平成18年4月 ディアーズ・ブレイン社外監査役(現任) 平成19年3月 (株)カタリスト社外監査役(現任) 平成20年7月 (株)ビーブラッツ社外監査役(現任) 平成22年3月 第一環境(株)社外監査役(現任) 平成23年8月 (株)美人時計(現:BIJIN&CO.(株))社外監査役(現任) 平成24年3月 (株)ワンオブゼム社外監査役(現任) 7月 スターフェスティバル(株)社外監査役(現任) 10月 (株)サマリー社外監査役(現任) 平成25年6月 (株)エンパイオ・ホールディングズ社外監査役(現任) 平成26年1月 ランサーズ(株)社外監査役(現任) 5月 カタリズム(株)(現:アソビュー(株))社外監査役(現任)	-
監査役		井阪 義昭	昭和35年10月11日	昭和63年8月 当社入社 平成23年7月 (株)センテンス監査役就任(現任) 平成27年1月 当社 執行役員就任(現任) 3月 ディアーズ・ブレイン監査役就任(現任) (株)プラネットワーク監査役就任(現任) 6月 (株)K . S e n s e 監査役就任(現任)	-
計					-

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

寿泉と渡部氏との株主間契約

当社は、対象者の筆頭株主である寿泉と対象者の代表取締役会長である渡部氏について、当社が対象者を持分法適用関係会社とした後も、これまでどおり対象者の株主として対象者と友好的な関係を継続していただきたいと考えております。よって、本公開買付けに際して、寿泉と渡部氏との間で、平成27年7月24日付で、今後実施される対象者の株主総会に先立って議決権行使方法について協議義務を定めた本株主間契約書を締結し、本取引実施について合意しております。本株主間契約書において、当社、寿泉及び渡部氏は、対象者の株主総会の決議事項に関する議決権行使方法について、当該株主総会に先立って協議を行い、寿泉は、その所有する対象者株式2,477,400株(株式所有割合:25.01%)、渡部氏は、その所有する対象者株式19,500株(株式所有割合:0.20%)について、当該協議によって形成された当社との合意に基づき議決権を行使すること(但し、かかる合

意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること)、当社の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意しております。

なお、当該契約においては、当事者が書面により合意した場合、本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が対象者株式を取得できなかった場合、及び本取引後、当事者全員が対象者株式を保有しなくなった場合については契約を終了する旨が定められております。

対象者との資本業務提携契約

当社グループは、対象者との間で、平成27年7月24日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約において、当社グループ及び対象者が、「コングロマリット化」を実現することを目的として業務提携を行うことに合意しております。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(ア) 目的

本資本業務提携を通じて、当社グループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指す。具体的には、『プライダル領域でのアライアンスの実現』『集客・製造機能のプラットフォームの構築』『生活総合領域との連携』『海外展開本格化に向けた体制構築』を実行し、最終的に『コングロマリット化』を実現することを目的として、本取引を実施する。

(イ) 業務提携

当社グループと対象者は、下記の内容の業務提携を行うものとし、その詳細は下記(ウ)に記載の業務提携推進委員会による検討結果を踏まえ、適宜、当事者で協議の上決定する。

運営ノウハウ等のアライアンス構築のための相互協力

ウェディング関連の商品、サービスの拡充、共同開発に向けた相互協力

集客、製造機能のプラットフォーム構築のための相互協力

生活総合領域の顧客開拓のための相互協力

新郎新婦向けの新生活ニーズに応える生活総合領域のマーケティング、販促及び商品・サービスの開発における相互協力

海外展開の本格化を見据えた相互協力

上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

(ウ) 経営の推進体制

本資本業務提携契約の締結日である平成27年7月24日、対象者の代表取締役である花房伸晃氏及びディアーズ・ブレインの代表取締役である小岸弘和氏をトップとし、当社グループ及び対象者における本業務提携を推進するための準備組織である業務提携推進準備委員会(仮称、のちに当社グループが本取引により対象者の総議決権の34.00%を取得できた際に業務提携推進委員会に変更予定)を設置いたしました。なお、同準備委員会は、上記の各事項を推進及び達成するための具体的な施策の立案、施策の優先順位の決定、組織体制の構築等を行う予定です。

当社グループは、対象者の取締役のうち、各事業年度末日における対象者の取締役の員数に議決権比率(当社及びディアーズ・ブレインが保有する対象者株式に係る議決権を、対象者の発行済株式に係る総議決権で除して得られる比率。但し、小数点第三位以下切り上げ)を乗じて得られる数(小数点以下切り上げ)に相当する人数が当社グループが指名した者となるよう候補者を派遣することができるものとし、候補者の選定について当社グループと対象者は協議の上、当社グループが当該候補者を決定いたします。なお、対象者は、当社グループが指名する者を対象者の取締役候補者とする取締役選任議案を、その指名後に開催される株主総会に付議いたします。当社としては、対象者の創業家の一族である渡部氏については、本取引後も継続して対象者の経営にあたっていただくことを予定しておりますが、対象者との間で合意した事項ではありません。

また、当社グループが指名した候補者が就任するまでの間、業務の執行を協力して行うため、当社グループは、対象者の執行役員として派遣することができるものとし、対象者は、当社グループの指名する者を、その指名後速やかに執行役員として受け入れます。対象者が受け入れる取締役または執行役員について、具体的な人数は決まっておりますが、対象者の取締役のうち、各事業年度末日における対象者の取締役の員数に議決権比率（当社及びディアーズ・ブレインが保有する対象者株式に係る議決権を、対象者の発行済株式に係る総議決権で除して得られる比率。但し、小数点第三位以下切り上げ）を乗じて得られる数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が当社グループが指名した者となるよう候補者を派遣することで合意しております。

(エ) ディアーズ・ブレインに対する対象者株式の譲渡

当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することを条件として、ディアーズ・ブレイン（本書提出日において所有する対象者の株券等の数：0株）に対し対象者株式792,400株（但し、本公開買付けの結果、本第三者割当増資に基づき当社が取得する株式数がゼロとならなかった場合には、ディアーズ・ブレインが当社から取得する対象者株式数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を8.00%とするために必要な株式数として当社及びディアーズ・ブレインが合意する数（但し、100株未満を切り上げた数））を、本第三者割当増資に基づく払込みがなされた日の翌営業日（本公開買付けの結果、本第三者割当増資に基づき当社が取得する株式数がゼロとなった場合には、本公開買付けの決済の開始日）に譲渡することを予定しております。なお、当該譲渡後においても当社が所有する対象者株式に係る議決権の数は、対象者における希薄化後の議決権に対する割合の26.00%であることから、当社は対象者の筆頭株主となります。また、その場合の譲渡価格は、本公開買付価格にディアーズ・ブレインへ譲渡する対象者株式数を乗じた額に、本取引に要した合理的費用（具体的には、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等）を加えた金額とすることを予定しております。

(オ) 本公開買付けに関する事項

- () 対象者は、当社による公開買付期間の満了までの間、対象者の取締役及び監査役全員（但し、対象者の代表取締役会長である渡部氏を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。
- () (a)対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(b)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は上記()の義務を免れる。

(カ) 本第三者割当増資の実施

- () 対象者は、当社を引受人とする本第三者割当増資を行うものとし、当社は対象者が発行する募集株式の総数を引き受けるものとする。但し、(a)対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(b)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者と当社グループは、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：5,102,800株

払込金額：1株につき金700円

払込金額の総額：金約3,571百万円

払込期間：平成27年9月7日から同年10月28日まで

その他：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

- () 当社は、当社が引き受けた対象者株式のうち、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を34.00%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うものとする。但し、本第三者割当増資に係る払込期間（(c)との関係では、本資本業務提携契約の締結日及び上記払込期間）において、(a)本第三者割当増資に関して対象者が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(b)本公開買付けに係る決済が開始されていること、(c)対象者の表明及び保証が真実かつ正確であること、(d)本資本業務提携契約に基づき、上記払込期間の初日の前日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、当社及びディアーズ・ブレイン並びに対象者が書面により合意した場合のほか、()本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が対象者株式を取得できなかった場合、()平成27年9月7日までに本公開買付けが開始されなかった場合、()本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合及び()本第三者割当増資の完了(本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%となった場合には、本公開買付けの成立)後、当社及びディアーズ・ブレインが対象者の普通株式の全てを保有しなくなった場合に終了する。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)に対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

当社がSMB C日興証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、対象者、当社及びディアーズ・ブレインから独立した第三者算定機関である須田徹公認会計士・税理士事務所(以下「須田徹事務所」といいます。)に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成27年7月23日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得しているとのことです。なお、須田徹事務所は、対象者、当社及びディアーズ・ブレインの関連当事者には該当せず、対象者、当社及びディアーズ・ブレインとの間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は須田徹事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者が株式価値の算定を依頼している須田徹事務所は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して、対象者から事業の現状及び平成28年3月期以降の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：494円から504円
DCF法：578円から725円

市場株価法では、平成27年7月23日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の株価及び取引量を観測して、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月の終値の単純平均値504円(小数点以下を四捨五入しており、以下、終値の単純平均値の算出について同じです。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値494円、直近6ヶ月の終値の単純平均値502円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を494円から504円までと算定したとのことです。

DCF法においては、対象者は、須田徹事務所による対象者株式の価値算定にあたり、対象者が平成27年3月16日に取締役会で承認した対象者のスタンドアローン・ベース(当社グループとのシナジー効果を織り込まず、対象者単独で事業を継続した場合)での将来の事業計画として、本事業計画を提出しているとのことです。須田徹事務所は本事業計画の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を578円から725円までと算定しているとのことです。なお、本事業計画では、平成28年3月期における売上高が44,000百万円、営業利益が200百万円、経常利益が260百万円となっており、2期連続の赤字からは脱却するものの、為替レートの円安傾向が継続する見込みのため、大幅な黒字化は見込めない状況となっているとのことです。その一方、昨年度より取組んでいる為替変動に耐えうる強い企業体質構築のための固定費削減施策等が、平成29年3月期は、部分的に、平成30年3月期には、全面的に寄与することで、平成29年3月期は、営業利益300百万円、平成30年3月期には、営業利益700百万円、以降2期間においては、営業利益横ばいを見込んでいるとのことです。

(注) 上記算定の前提条件は以下のとおりです。

須田徹事務所は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者及び当社グループから提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及び関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、寿泉、渡部氏及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認、及び対象者と利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得すること及び議決権割合に応じて役員派遣を受け入れることにより、対象者がハウスウェディング事業及び生活総合分野における当社グループの知見を得ること並びに双方の経営資源をより円滑に相互活用し、当社の通信販売事業と、ディアーズ・ブレイン及び対象者のウェディング事業領域における事業価値の向上、また資本を有する当社グループとの資本関係構築による対象者グループの中長期戦略の実現に資するとの判断に至ったことから、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、渡部氏を除く全ての対象者取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、当社及びディアーズ・ブレインとの間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付け価格については、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であるため、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を決議したとのことです。また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（全3名）が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち渡部氏は、当社との間で本株主間契約書を締結していることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、平成27年7月24日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付け期間の終了後の平成27年9月7日から同年10月28日までを払込期間とする本第三者割当増資（普通株式5,102,800株、発行価額は本公開買付け価格と同額である1株当たり700円、総額約3,571百万円）について決議しているとのことです。当社は、本第三者割当増資に関して対象者との間で、本資本業務提携契約において、本公開買付け成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を34.00%とするために必要な株式数（但し、100株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%とならなかった場合には、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式5,102,800株）の全部又は一部について払込みを行うことにより、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数を、対象者における希薄化後の議決権に対する割合の34.00%といたします。一方で、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%となった場合には、本第三者割当増資に係る募集株式について一切の払込みを行いません。

さらに、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、当社グループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指すべく、優先度の高い順に、リゾート挙式施設新設（4拠点）1,350百万円、リゾート挙式施設改修

(4拠点)450百万円、国内挙式施設新設(1拠点)300百万円、ホテル設備改修(13拠点)500百万円、集客プラットフォーム開発等のIT設備投資500百万円、基幹システム改修等のIT設備投資400百万円をそれぞれ充当する予定とのことです(優先順位については、物件管理先並びに取得先等との折衝等の関係上、前後することがあるとのことです)。なお、上述のとおり、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式5,102,800株)の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、その場合は、取引金融機関等からの借入れ等によって、上記項目を実施していく予定とのことであり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、それぞれの効果等を確認しながら、平成30年3月までに実施する予定とのことです。また、支出までの資金管理については、銀行預金で運用する予定とのことです。

また、本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することができた場合には、本書提出日現在において対象者株式を追加取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、3,367,900株(株式所有割合:34.00%)を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所第一部における上場を維持する方針です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年7月27日（月曜日）から平成27年9月1日（火曜日）まで（27営業日）
公告日	平成27年7月27日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年9月4日（金曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社千趣会

大阪市北区同心一丁目8番9号

06-6881-3100（代表） 執行役員 経営企画本部 副本部長 井阪 義昭

確認受付時間 平日10時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金700円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 （ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成27年7月24日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：493円から504円 DCF法：668円から733円</p> <p>市場株価法では、平成27年7月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月間（平成27年6月24日から同年7月23日）の終値の単純平均値504円、対象者が「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表した平成27年5月12日の翌営業日から算定基準日までの48営業日（平成27年5月13日から同年7月23日）の終値の単純平均値493円、直近3ヶ月間（平成27年4月24日から同年7月23日）の終値の単純平均値494円を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を493円から504円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、当社が対象者より受領した事業計画、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を668円から733円までと分析しております。</p>

	<p>当社は、S M B C日興証券から取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、本資本業務提携契約がもたらすメリット、対象者株式の直近3ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、最終的に平成27年7月24日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり700円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年7月23日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値589円に対して、18.85%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成27年7月23日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値504円に対して38.89%、平成27年7月23日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値494円に対して41.70%、平成27年7月23日までの過去6ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値502円に対して39.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。</p> <p>また、本書提出日である平成27年7月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値575円に対して、21.74%のプレミアムを加えた価格です。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社グループと対象者グループは、ディアーズ・ブレインのアルバム製造を対象者が受託した平成25年頃から様々な形で対話を繰り返してまいりました。ディアーズ・ブレインと対象者との間で、写真アルバムなどコンテンツ分野における事業を共同で展開してきたことに加え、目黒雅叙園において事業連携するなど、今後のウェディング事業の更なる事業の拡大を模索してまいりました。こうした流れの中で、ハウスウェディング事業を主軸とするディアーズ・ブレインと、リゾート挙式事業を主軸とする対象者が、相互に補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、ハウスウェディングやリゾート挙式などの幅広い挙式スタイルの提案を通じて、新しいサービスをお客様に提案することができるとの結論に平成27年5月に達した次第です。さらに、当社と対象者の間でも、当社が強みとする商品企画・開発力を活かしたウェディング関連商品の商品開発や、新郎新婦の新生活向けに必要なサービス開発、そして当社の顧客基盤を活かした対象者グループの営業支援を通じた業務をより一層推進していけるように、資本面でも関係を結ぶことが必要であるという観点でも一致いたしました。このため、平成27年6月上旬、当社から対象者に対し、当社が対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした本公開買付けの実施を含む資本業務提携の内容について提案いたしました。その後、当社は、ディアーズ・ブレインとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容の詳細やスキーム等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。</p> <p>これら検討の結果、当社は、対象者株式に対する本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することにより、双方の経営資源のより円滑に相互活用し、当社の通信販売事業と、ディアーズ・ブレイン及び対象者のウェディング事業領域における事業価値の向上及び当社グループとしての市場における影響力の強化に資するとの判断に至ったことから、平成27年7月24日、当社グループと対象者との間において、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の持分法適用関連会社とすることを決定いたしました。</p> <p>上記を踏まえ、当社は、平成27年7月24日、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付価格を、以下の経緯により決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、S M B C日興証券は、当社、ディアーズ・ブレイン及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>S M B C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成27年7月24日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>

	<p>当該意見の概要</p> <p>S M B C日興証券により各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：493円から504円</p> <p>D C F 法：668円から733円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、S M B C日興証券から取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、本資本業務提携契約がもたらすメリット、対象者株式の直近3ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、最終的に平成27年7月24日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり700円と決定いたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,367,900 (株)	- (株)	3,367,900 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(3,367,900株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,367,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	33,679
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年7月27日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年7月27日現在)(個)(g)	24,969
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(j)	99,054
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	33.99
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	59.19

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,367,900株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成27年6月29日に提出した第51期有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(3,700株)から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満の自己株式(26株)を控除した3,674個に係る議決権の数(36個)を加えた99,090個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、かかる意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、平成27年7月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成27年8月16日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が満了しない場合、若しくは、()公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同じです。）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,357,530,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	88,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,449,530,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,367,900株)に、1株当たりの本公開買付価格(700円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	3,241,604
計(a)	3,241,604

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b)			-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,241,604千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年9月7日（月曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成27年9月10日（木曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(3,367,900株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,367,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が満了しない場合、又は()公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

【役員の職歴及び所有株式の数】

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年3月30日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年5月13日 関東財務局長に提出

事業年度 第71期第2四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月11日 関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社千趣会

（大阪市北区同心一丁目8番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年7月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,969 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	24,969	-	-
所有株券等の合計数	24,969	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成27年7月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,969 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	24,969	-	-
所有株券等の合計数	24,969	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成27年7月27日現在)

氏名又は名称	株式会社寿泉
住所又は所在地	京都市北区上賀茂畔勝町61番地2
職業又は事業の内容	不動産管理、賃貸業務、生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業、広告代理店業務
連絡先	連絡者 ワタベウェディング株式会社 グループ管理本部長 平木 親臣 連絡場所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 電話番号 075(778)4111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、平成27年7月24日付で、今後実施される対象者の株主総会に先立って議決権行使方法について協議義務を定めた本株主間契約書を締結し、本取引実施について合意している者。また、本株主間契約書において、公開買付者及び寿泉氏は、対象者の株主総会の決議事項に関する議決権行使方法について、当該株主総会に先立って協議を行い、寿泉は、その所有する対象者株式2,477,400株(株式所有割合:25.01%)について、当該協議によって形成された公開買付者との合意に基づき議決権を行使すること(但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること)、公開買付者の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意している者。

(平成27年7月27日現在)

氏名又は名称	渡部 秀敏
住所又は所在地	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役会長
連絡先	連絡者 ワタベウェディング株式会社 グループ管理本部長 平木 親臣 連絡場所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 電話番号 075(778)4111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、平成27年7月24日付で、今後実施される対象者の株主総会に先立って議決権行使方法について協議義務を定めた本株主間契約書を締結し、本取引実施について合意している者。また、本株主間契約書において、公開買付者及び渡部氏は、対象者の株主総会の決議事項に関する議決権行使方法について、当該株主総会に先立って協議を行い、渡部氏は、その所有する対象者株式19,500株(株式所有割合:0.20%)について、当該協議によって形成された公開買付者との合意に基づき議決権を行使すること(但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること)、公開買付者の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意している者。

【所有株券等の数】
株式会社寿泉

(平成27年7月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,774 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	24,774	-	-
所有株券等の合計数	24,774	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

渡部 秀敏

(平成27年7月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	195 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	195	-	-
所有株券等の合計数	195	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、当社は、対象者の筆頭株主である寿泉と対象者の代表取締役会長である渡部氏との間で、平成27年7月24日付で、今後実施される対象者の株主総会に先立って議決権行使方法について協議義務を定めた本株主間契約書を締結し、本取引実施について合意しております。本株主間契約書において、当社、寿泉及び渡部氏は、対象者の株主総会の決議事項に関する議決権行使方法について、当該株主総会に先立って協議を行い、寿泉は、その所有する対象者株式2,477,400株（株式所有割合：25.01%）、渡部氏は、その所有する対象者株式19,500株（株式所有割合：0.20%）について、当該協議によって形成された当社との合意に基づき議決権を行使すること（但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること）、当社の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意しております。

なお、当該契約においては、当事者が書面により合意した場合、本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が対象者株式を取得できなかった場合、及び本取引後、当事者全員が対象者株式を保有しなくなった場合については契約を終了する旨が定められております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」に記載のとおり、当社は、本資本業務提携契約において、本公開買付け成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合を34.00%とするために必要な株式数（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%とならなかった場合には、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式5,102,800株）の全部又は一部について払込みを行うことにより、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数を、対象者における希薄化後の議決権に対する割合の34.00%といたします。一方で、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合が34.00%となった場合には、本第三者割当増資に係る募集株式について一切の払込みを行いません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社グループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、当社が対象者の総議決権の34.00%を取得し、対象者を当社の持分法適用関連会社とすることを目的とする本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けに賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認、及び対象者と利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本第三者割当増資

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の平成27年9月7日から同年10月28日までを払込期間とする本第三者割当増資（普通株式5,102,800株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり700円、総額約3,571百万円）について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

また、対象者プレスリリースによれば、本第三者割当増資は、対象者の議決権の25%以上の希薄化を伴う可能性があるため、有価証券上場規程（東京証券取引所）第432条及び同施行規則第435条の2の適用を受けることから、対象者は、対象者及び対象者の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当増資についての意見の聴取のため、過去において対象者及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、古賀総合法律事務所所属の尾野恭史氏及びあいわ税理士法人代表社員石川正敏氏並びに対象者社外監査役である重松孝司氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（委員長：尾野恭史氏）に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めたところ、本第三者割当増資による資金調達については、その必要性及び相当性が認められるとの意見を平成27年7月23日付で入手しているとのことです。なお、当該第三者委員会から入手した本第三者割当増資に関する意見の概要については、対象者が平成27年7月24日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の「本第三者委員会の意見の概要」をご参照ください。

(3) 本資本業務提携契約

当社グループは、対象者との間で、平成27年7月24日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約において、当社グループ及び対象者が、「コングロマリット化」を実現することを目的として業務提携を行うことに合意しております。なお、本資本業務提携契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「対象者との資本業務提携契約」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部							
	月別	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月
最高株価(円)		527	518	517	516	505	497	592
最低株価(円)		493	499	500	499	475	473	476

(注) 平成27年7月については、7月24日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月30日 近畿財務局長に提出

事業年度 第51期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月29日 近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月7日 近畿財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

ワタベウェディング株式会社

（京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地）

ワタベウェディング株式会社東京事務所

（東京都中央区八重洲一丁目7番20号）

ワタベウェディング株式会社大阪グランドプラザ

（大阪市北区角田町2番15号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 本第三者割当増資

対象者は、平成27年7月24日付で「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によりますと、対象者は、平成27年7月24日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付け期間の終了後の平成27年9月7日から同年10月28日までを払込期間とする本第三者割当増資（普通株式5,102,800株、発行価額は本公開買付け価格と同額である1株当たり700円、総額約3,571百万円）について決議しているとのことです。なお、詳しくは当該公表文及び上記「第1 公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(2) 主要株主である筆頭株主及びその他関係会社の異動予定

対象者は、平成27年7月24日付で「主要株主である筆頭株主及びその他関係会社の異動予定に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によりますと、本取引により、当社は対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する見込みとのことです。また、同日現在の筆頭株主でありその他の関係会社である寿泉は対象者の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなるとのことです。なお、詳しくは当該公表文をご参照ください。